

請求人 ●●●●●●●● 様

成田市監査委員 三浦 弘
成田市監査委員 佐々木 宏之
成田市監査委員 宇都宮 高明

成田市職員措置請求に係る監査の結果について（通知）

平成 29 年 4 月 14 日付で提出され、同年 4 月 21 日に受理することを決定した地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項の規定に基づく成田市職員措置請求について、同条第 4 項の規定により下記のとおり監査の結果を通知します。

記

1 請求の受付

請求人

成田市●●●●●●●●●● ●●●●●●●●

2 請求の要旨

（原文のまま掲載）（別紙事実証明書略）

1. 請求の趣旨

国際医療福祉大学の医学部の関連施設である附属病院を成田市に建設することとなった成田市の医学部誘致事業によって、後述の理由により、成田市に対して損害が発生するおそれが生じたため、本請求を行うものである。

2. 請求の理由

成田市が入札なしに一般社団法人成田国際医療都市機構に対して、市道川栗畑ヶ田線の整備に伴う設計業務協定書等を締結したことが違法である。

成田市は、国際医療福祉大学の附属病院等が建設される予定の土地に関連して、市道川栗畑ヶ田線の整備に伴う設計業務協定書等を締結して当該機構に当該設計業務等を行わせているが（別紙 1 ないし 6）、それら設計業務等は地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項各号に該当しないから、随意契約以外の方法を通じて当該業務等を行わせなければならないところ、それを行っていない以上（別紙 7 ないし 12）、違法である。また、当該機構の目的等に

は当該業務等が含まれていないことから(別紙13)、当該業務の協定書等は私法上無効である。

3. 成田市長に求める措置

よって、本監査請求人は、成田市長に対して、次の措置を行うことを求める。

「執行機関」である成田市長は、違法な成田市と一般社団法人成田国際医療都市機構との間の市道川栗畑ケ田線整備事業に伴う設計業務協定書等の締結により損害が生じるおそれがあることから、「当該職員」である成田市長に対し、当該協定書等で定められた金員の支出を差し止めるよう求める。

3 請求の受理

成田市職員措置請求書(以下「本請求書」という。)は、形式上、所定の要件を備えているものと認め、受理した。

4 監査の実施

(1) 請求人の陳述

地方自治法第242条第6項の規定に基づく請求人の陳述については、請求人から希望しない旨の申し出があったため実施しなかった。

また、新たな証拠の提出もなかった。

(2) 監査対象部局

監査対象事項について土木部土木課、下水道課及び水道部工務課を監査対象部局とし、関係書類の収集及び事実関係の調査を行った。

5 監査対象事項

本請求書の記載内容を勘案し、監査対象事項は次のとおりとした。

成田市が一般社団法人成田国際医療都市機構(以下「成田国際医療都市機構」という。)と、当該機構の目的にない、市道川栗畑ケ田線の整備に伴う設計業務等に関して随意契約により協定を締結したことが違法若しくは不当な契約の締結に該当するの否か。

6 監査の結果

本件請求については、次のとおり決定した。

本件請求には、理由がないものと判断し、請求を棄却する。

7 事実の確認

(1) 設計業務等の協定の締結について

医学部設置までの過程については、平成27年11月27日に認定された東京圏国家戦略特別区域計画において、「医師の養成に係る大学設置事業」として、国際医療福祉大学が成田市において平成29年4月に医学部を新設することが定められており、これに基づき平成29年4月に公津の杜地区において国際医療福祉大学の医学部が開設された。

医学部の設置にあたっては、医師養成の実習施設として附属病院の設置が義務付けられており、成田市は国際医療福祉大学が畑ヶ田地先に国際医療福祉大学医学部附属病院（以下「附属病院」という。）を設置するにあたり、（仮称）畑ヶ田多目的スポーツ広場整備事業用地に係る市有財産の取得の目的を、国際医療福祉大学医学部の校舎、附属施設及びこれに関連する必要な施設の用地に変更するため、平成28年6月議会に市有財産の取得の変更に係る議案を提案し、同年6月22日付で可決されている。

これを受けて当該地を、国際医療福祉大学に無償貸付するとともに、当該地について、成田国際医療都市機構への転貸を承諾するため、同議会に市有財産の無償貸付に係る議案を追加提案し、同日付で可決されている。

さらに、成田市は附属病院の建設に伴い、市道川栗畑ヶ田線整備事業、畑ヶ田地区下水道整備事業及び水道事業配水管布設工事（市道川栗畑ヶ田線）の設計業務等を実施するにあたり、それらにかかる費用を事業者である成田国際医療都市機構に対し負担することとした。

そして、市道川栗畑ヶ田線整備事業に伴う設計業務負担金33,125,000円を予算措置するための平成28年度一般会計補正予算及び畑ヶ田地区下水道整備事業に伴う設計業務負担金32,313,600円を予算措置するための平成28年度成田市下水道事業特別会計補正予算を平成28年9月議会に議案として提案し、同年9月29日付で可決され、市道川栗畑ヶ田線整備事業に伴う設計業務及び畑ヶ田地区下水道整備事業に伴う設計業務について、同日付で成田国際医療都市機構と協定を締結している。

また、水道事業配水管布設工事（市道川栗畑ヶ田線）に伴う設計業務についても同日付で成田国際医療都市機構と協定を締結している。

次に、市道川栗畑ヶ田線整備事業負担金109,070,000円を盛り込んだ平成28年度一般会計補正予算及び平成29年度分の債務負担行為の設定、畑ヶ田地区下水道整備事業負担金72,460,000円を盛り込んだ平成28年度成田市下水道事業特別会計補正予算及び平成29年度分の債務負担行為の設定並びに水道事業配水管布設工事（市道川栗畑ヶ田線）負担金についての平成29年度分の債務負担行為の設定を平成28年12月議会に議案として提案し、同年12月21日付で可決され

た。

これを受けて同議会に市道川栗畑ケ田線整備事業に係る工事協定及び畑ケ田地区下水道整備事業に係る工事協定の締結に関する議案を追加提案し同日付で可決され、その議決日をもって成田国際医療都市機構と、それぞれ協定を締結している。また、水道事業配水管布設工事（市道川栗畑ケ田線）に係る工事協定についても同日付で成田国際医療都市機構と協定を締結している。

(2) 成田国際医療都市機構の事業について

成田国際医療都市機構が目的とする事業としては、附属病院の建物の管理及び効率的な運営を支援していく上で必要になる「不動産の保有・賃貸・管理」「医療用の器械・器具の賃貸」「医療設備の維持・保守・改造・修理の請負及び管理」「医薬品及び医療器材の販売及び斡旋」「毒物劇物の販売」「臨床検査業務」「放射線の被爆量の測定及び放射線漏洩の検査」「その他、前各号に掲げる事業に付帯又は関する事業」が登記されている。

8 監査対象事項に対する判断

監査対象事項とした次の点について検討し、判断する。

請求人は、成田市は、国際医療福祉大学の附属病院等が建設される予定の土地に関連して、市道川栗畑ケ田線の整備に伴う設計業務協定書等を締結しているが、当該設計業務等は地方自治法施行令第167条の2第1項各号に該当せず、また、当該業務等が成田国際医療都市機構の目的等に含まれていないことから違法な契約の締結にあたり、市に損害が発生するおそれが生じたと主張しているものと思われる。

そこで、市道川栗畑ケ田線の整備に伴う設計業務協定等を締結したことの違法性について検討し、判断する。

(ア) 協定締結の違法性について

市の説明によれば、国際医療福祉大学は、平成29年度に入学した新生が5年生となる平成33年度から市内の附属病院で実習を行う履修課程を設けることで文部科学省の設置認可を受けており、平成33年度から実習可能な体制を整える必要があるとのことであった。また、そのためには、前年の平成32年度には附属病院を開院しなければならないことから、複数の工事による現場の錯綜など、工程面で不利となる条件を極力排除し、病院本体や関連施設工事を円滑かつ確実に進める必要があり、工事区域が重なる前面道路の公共公益施設については、平成29年7月を目途に整備する必要があるとする見解が平成28年9月に大学側から示されたとのこ

とであった。

一方で、平成28年9月から公共公益施設整備に係る全ての設計業務を行い、道路、下水道、水道の他、ガスや電気工事を並行して行い、平成29年7月までの約10カ月間で整備を概成するためには、設計・施工を一連で行うことや病院本体工事に先行する敷地造成工事と一体的に施工することが不可欠であり、病院本体工事等と複数の工事が錯綜する部分の公共公益施設整備については成田国際医療都市機構が発注し、敷地造成を施工する業者が一体的に整備することが有効であり、これらの方法を採用したとのことであった。

そして、これらの方法は競争入札に付することに比べ、円滑な施工の確保、現場管理や仮設備等の一元化などから工期の短縮・効率化が図れる点で有利であり、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号でいう「競争入札に付することが不利と認められる」に該当し、違法性はないものと判断したとのことであった。

(イ) 成田国際医療都市機構の目的とする事業について

市の説明によれば、成田国際医療都市機構の定款には、絶対的記載事項の目的として「不動産および機器の賃貸、医薬品の販売を目的とし、次の事業を行う。」とし、「不動産の保有・賃貸・管理」を含む7項目のほか、その他として「前各号に掲げる事業に付帯又は関する事業」の合計8項目が掲げられている。

成田国際医療都市機構が行う敷地造成工事と附属病院の建設は、「その他の事業に示す不動産の保有」という目的を達成するための事業であり、公共公益施設の整備はその前提となる事業であり法に抵触するものではないと解される。よって、私法上無効ではなく、違法性はないものと判断したとのことであった。

(ウ) 結論

上記(ア)(イ)により、当該業務等について成田国際医療都市機構と随意契約により協定を締結したことには合理的な理由があり、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号でいう「競争入札に付することが不利」に該当すると認められる。また、成田国際医療都市機構が行う敷地造成工事と附属病院の建設は登記された目的に含まれ、当該業務等は、違法性はなく私法上も有効なものであると認められる。以上により、当該業務等の協定締結が違法とは認められないことから、これらの協定に基づいて支払われた若しくは支払われる予定の負担金については、違法若しくは不当な公金の支出とは認められない。

従って、本件請求には理由がないものと判断する。

9 成田市長に対する監査委員の意見

本件請求については、監査の結果及び結論に記載のとおりであるが、大学誘致事業は本市の将来のまちづくりにとって重要な施策であり、市は今後とも市民に対して分かりやすく丁寧な説明に努め十分な説明責任を果たして事業にあたられることを要望する。